

京都市訓令甲第 36 号

庁中一般

区役所

市立大学

事業所

京都市要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

第5条中「所轄局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部厚生課)